

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年6月1日
担当課	こども家庭センター

契約業者名・住所	株式会社パソナライフケア 代表取締役社長 高橋康之・東京都港区南青山3-1-30
工事等の名称	松戸市子育て世帯訪問支援事業業務委託
工事等の場所	市が指定する場所
種別	子育て世帯訪問支援事業業務
工事等期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契約金額	金768,400円(単価の合計)
工事等の概要	家事育児に対して不安や負担を抱える子育て家庭等に対して、居宅を訪問支援員が訪問し家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事育児の支援を実施することにより、当該家庭の周囲からの孤立や虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とした事業。
随意契約の理由	<p>本業務は、家事育児に対して不安や負担を抱える子育て家庭、2歳未満の児童を養育している保育サービスを利用していない家庭及び妊婦の居宅を訪問支援員が訪問し家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事育児の支援を実施することにより、当該家庭の周囲からの孤立や虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的としている。</p> <p>業者の選定にあたっては、次の要件を充たしていることが必要である。本市が求める家事育児支援サービスや予定件数に十分対応できるような支援員を確保し、利用者がスムーズに事業を利用できる調整を行えること。また、虐待リスクの高い家庭等を発見した際は、個人情報の取り扱いに十分に配慮しながら、速やかに情報共有を行えること。さらに、家事支援、保育等本事業に精通した管理責任者を配置し、年間を通して安定した事業の実施が可能な運営体制を整備できること。</p> <p>以上の要件を充たす業者選定を行うため、本業務開始時の令和5年度に公募型プロポーザル方式による選</p>

定を実施し、当該業者を選定した。

当該業者は、令和5年度から令和7年度において適切かつ確実な業務の履行が認められおり、他自治体における同業務の実績も十分あることから、令和8年度において、本業務を履行できる最適の業者であると考えられる。

以上のことから、本業務は、「その性質又は目的が競争入札に適しない」と判断し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とする。